

石巻地区地域医療対策委員会規約

(名 称)

第1条 本会は、石巻地区地域医療対策委員会と称す。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、宮城県東部保健福祉事務所内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、石巻地区内の市、町、医師会、歯科医師会、薬剤師会、その他関係団体、保健福祉事務所との協力体制を確立して、地区内の地域保健医療福祉の推進を図ることを目的とする。

(構 成)

第4条 本会は、当地区内の次の団体等をもって構成する。

- (1) 石巻市、東松島市、女川町
- (2) 石巻市医師会、桃生郡医師会、石巻歯科医師会、石巻薬剤師会
- (3) 管内医療機関、その他関係団体
- (4) 宮城県東部保健福祉事務所

(事 業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 保健医療福祉にかかる地域的課題及び専門的課題等の協議に関すること。
- (2) 保健医療福祉にかかる普及啓発に関すること。
- (3) 構成団体の連絡調整に関すること。
- (4) その他目的達成に必要なこと。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----|-------|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 3名 |
| 理 事 | 14名以内 |
| 監 事 | 2名 |

- 2 会長及び副会長は、会員の互選による。
- 3 理事及び監事は、第4条の構成団体から選任する。
- 4 会長は、本会を代表して会務を統括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を行う。
- 6 監事は、本会の会務と会計について監査し、理事会に報告する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とし、その期間は任命した日の属する年度の4月1日から翌年度の3月31日までとする。ただし、補欠役員任期は残任期間とする。

- 2 役員は再任を妨げない。

(理事会)

第8条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

- 2 理事会は、会長がこれを招集し、その議長となる。
- 3 会長は、理事の3分の2以上の者から理事会招集の要求があったときは、すみやかに理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会は、理事の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。
- 5 理事会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 監事、運営委員及び第11条第2項に規定する専門委員は、会長の求めにより理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第9条 次に掲げる事項は理事会で議決するものとする。

- (1) 規約の変更
 - (2) 毎事業年度の事業計画及び事業報告
 - (3) 収支予算及び決算
 - (4) その他重要な事項
- 2 前項に定める議決事項中、予算の補正及び流用に係るものについては、会長に付託するものとする。

(運営委員会)

第10条 第5条の事業を遂行するために運営委員会を置く。

- 2 運営委員は、会長が委嘱する。
- 3 運営委員長、副運営委員長は、委員から互選する。
- 4 運営委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。
- 5 運営委員会は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 理事会の議決事項に関し、企画及び立案すること。
 - (2) 理事会において議決された事項の実施に当たること。
 - (3) 理事会の議決を要しない事項に関しては、企画、立案をし、会長の承認を得て実施に当たること。
- 6 運営委員会は、前項に関する事項に関し、理事会に報告しなければならない。
- 7 運営委員の任期は2年とし、その期間は任命した日の属する年度の4月1日から翌年度の3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は残任期間とする。

(専門委員会)

第11条 専門的事項を協議するために、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員は、会長が委嘱する。
- 3 専門委員会の座長は、委員から互選する。
- 4 専門委員会は、座長が招集し、会議の議長となる。
- 5 専門委員会は、専門的事項について調査研究し、運営委員会に報告するものとする。
- 6 専門委員以外の者であっても、座長の要請がある場合は、専門委員会で意見を述べるることができる。
- 7 専門委員の任期は、任命した日から専門的事項の調査研究が終了する日までとする。

(会 議)

第 1 2 条 本会議の会議は、理事会、運営委員会、専門委員会とする。

2 理事会は、毎年 1 回定例会を開催するほか、必要に応じ臨時に開催する。

3 運営委員会、専門委員会は、必要の都度開催する。

(経 費)

第 1 3 条 本会の経費は、本会を構成する団体から拠出されたもの及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第 1 4 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(雑 則)

第 1 5 条 本会の運営その他必要な事項については、会長が理事会の議決を経て定める。

附 則

この規約は、昭和 4 5 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 4 7 年 1 1 月 1 5 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 5 6 年 2 月 6 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 5 6 年 6 月 3 0 日から施行する。

附 則

この規約は、平成元年 8 月 1 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 9 年 5 月 2 2 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 1 2 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 1 3 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 2 0 年 6 月 1 0 日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年 7 月 3 0 日から施行する。